

## 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度について

加東市教育委員会が、身体障害者手帳、療育手帳又は医師の診断書により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者について、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に基づき、判定します。

| 区 分    | 障害の程度                                                                                                                                              | 判定方法                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 視覚障害者  | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害（視野が欠ける、2重に見えるなど視野に関する永続的な低下）が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの                                | 身体障害者手帳の等級が2級以上のもの又は3～6級のもののうち左の基準に該当すると医師が診断したもの |
| 聴覚障害者  | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル（通常の会話程度）以上のもののうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの                                                                 |                                                   |
| 知的障害者  | ① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの<br>② 知的発達の遅滞の程度が①の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの                                                | 療育手帳A以上の所持又は左の基準に該当すると医師が診断したもの                   |
| 肢体不自由者 | ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの<br>② 肢体不自由の状態が①の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導（医師の判断によって、起床から就寝までの日常の動作に医学的な観察、指導、訓練）を必要とする程度のもの | 身体障害者手帳の等級が2級以上のもの又は3～6級のもののうち左の基準に該当すると医師が診断したもの |
| 病弱者    | ① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの                                                      | 左の基準に該当すると医師が診断したもの                               |

【添付書類】 （1）～（5）のいずれかの写し

- （1）身体障害者手帳（等級が2級以上）
- （2）身体障害者手帳の等級が3～6級であるが、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると診断された医師の診断書
- （3）療育手帳（A以上）
- （4）療育手帳B以下であるが、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると診断された医師の診断書
- （5）病弱者の方で、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると診断された医師の診断書